自社アンシラリーサービス費																																
地帯間販売電源料																																
地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）																																
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）																																
他社販売電源料																																
合計																																

（記載注意）

様式第１の注１から３までと同様とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十条第三項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第九の特定一第七表を次のように改める。

特定一第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。